

発議第1号

市議会議員の派遣について

地方自治法第100条第13項及び松阪市議会会議規則第88条の規定により次のとおり議員を派遣するものとする。

平成30年3月23日 提出

松阪市議会議長 山本 芳 敬

記

1 議会報告会

- (1) 派遣議員 全議員 28人
橘 大介議員、中村 誠議員、松本 一孝議員、
赤塚かおり議員、谷口 聖議員、殿村 峰代議員、
市野 幸男議員、田中 正浩議員、栗谷建一郎議員、
楠谷さゆり議員、西口 真理議員、米倉 芳周議員、
深田 龍議員、沖 和哉議員、松岡 恒雄議員、
坂口 秀夫議員、植松 泰之議員、堀端 脩議員、
野呂 一男議員、中村 良子議員、山本 芳敬議員、
山本 節議員、大平 勇議員、濱口 高志議員、
海住 恒幸議員、中島 清晴議員、久松 倫生議員、
西村 友志議員
- (2) 派遣目的 議会報告会開催のため
- (3) 派遣場所 橋西地区市民センター、徳和地区市民センター、
阿坂構造改善センター、大石地区市民センター、
港地区市民センター、漕代地区市民センター、
花岡地区市民センター、射和地区市民センター、
嬉野生涯学習センター、
ハートフルみくもスポーツ文化センター、
飯南産業文化センター、飯高総合開発センター
- (4) 派遣期間 平成30年4月18日(水)、20日(金)、21日(土)の3日間